

## Ⅱ. 実 施 計 画

【目標】は、厚生労働省が定める「社会保険庁が達成すべき目標」の記述  
(但し、6(1)(2)(5)(6)は、社会保険庁が定める独自の目標)

【計画】中、「※」の付されている項目は緊急対応プログラム又は業務改革プログラムの事項

「数値目標」

- ・厚生労働省が定める「社会保険庁が達成すべき目標」に盛り込まれた数値目標を計上している。

「計画数値」

- ・社会保険庁が自ら定める努力目標として、計画の進捗管理を数値により行うために示すもの。平成18年度に実施する計画(予定)数値を計上している。

「見込数値」

- ・事業計画として、業務の規模をつかめるように示すもの。経済情勢等に左右され、保険者努力が反映されにくい数値について、平成18年度の見込数値を計上している。

## 1. 適用事務に関する事項

### (1) 国民年金の適用の適正化

【目標】国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。

〔数値目標〕届出遅れに係る勧奨状の送付対象者数：前年度を下回る

#### 【計画】

#### ① 20歳到達者の完全適用

- ア 住民基本台帳ネットワークシステムから取得した20歳到達者の中から、基礎年金番号が付番されていない新規適用者を抽出し、基礎年金番号を付番するとともに、適用勧奨状を送付して届出手続の勧奨を実施する。
- イ 届出勧奨をしても加入手続を行わない新規適用者に対しては、職権により資格取得処理を行い、年金手帳を送付し、20歳到達者の完全適用を行う。
- ウ 住民基本台帳ネットワークシステムに収録されていない20歳到達の在日外国人を把握する方法を検討する。

#### ② 転職者等の種別変更の届出励行

- ア 事業主説明会等における被保険者に係る種別変更等の届出等の促進に係る周知を行う。
- イ ハローワークとの連携により、失業者に対し、種別変更の手続きの周知を図る。※
- ウ 国民年金事務指導員による届出励行を実施する。
- エ 国民年金委員の活用による届出等の広報を行う。
- オ 第2号被保険者情報及び被扶養配偶者情報による第1号・第3号被保険者への種別変更の届出勧奨並びに職権適用を含めた早期適用を実施する。
- カ 国民年金の被保険者資格喪失後に一定期間を経過しても厚生年金保険等への加入の届出がない者に対し、種別変更の手続に誤りがないか、確認を行う。〈新規〉

#### ③ 市町村との連携

- ア 国民健康保険の保険者との連携による国民年金未手続者に対する届出勧奨等を実施する。
- イ 国民健康保険の保険者である市町村との間で、国民年金と国民健康保険の被保険者資格情報を相互に提供し、加入勧奨における連携を強化することを検討する。※〈新規〉
- ウ 市町村を經由して提出される国民年金関係の届書等について、市町村から磁気媒体により報告を受けることを検討するため、システム開発に係る費用対効果等を検証した上で、一部の市町村でその準備を進める。※〈新規〉

	18年度計画	16年度実績
計画数値	・各種届出の届出遅れに係る 勸奨状送付件数	4,009,651件
	・20歳到達者の適用率 (住民基本台帳ネットワークにより把握したもの)	100%

## (2) 厚生年金・健康保険・船員保険の適用の適正化

【目標】 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所（船員保険は船舶所有者）の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額及び標準賞与額等に係る適正な届出を促進する。

〔数値目標〕 適用事業所数に対する事業所調査件数（資格に関する調査のみ）の割合：4分の1以上

### 【計画】

#### ① 未適用事業所の適用促進

- ア 法人登記申請書、雇用保険の適用事業所情報等を活用し、未適用事業所を把握する。
- イ 未適用事業所の事業主に対し、社会保険労務士等による巡回説明を実施する。
- ウ 一定規模以上の従業員を使用する未適用事業所を対象として、重点的な加入指導を行うとともに、職権適用を実施する。また、一定規模以上については、次のとおり拡大する。※<拡充>

	平成17年度	平成18年度
重点的な加入指導対象	15人以上	10人以上
職権適用対象	20人以上	15人以上

- エ 平成17年度に5ヶ所の社会保険事務所を対象として開始した適用促進業務に係る市場化テストのモデル事業（未適用事業所の把握業務及び加入勧奨業務に限る。）の実施状況を踏まえ、より効果的な実施方法、委託業者の成果に係るモニタリング方法を検討するとともに、全国的な展開を目指して平成18年度は104か所の社会保険事務所に拡大する。※<拡充>
- オ その他、船員保険については、地方運輸局等からの雇入公認申請書による船舶所有者情報、船員法適用船舶所有者名簿等を活用し、未適用船舶所有者を把握する。また、漁船被保険者に係る失業（保険）部門の適用について実態調査を実施する。

#### ② 適用事業所に対する指導及び事業所調査

- ア 適用事業所の事業主に対し、被保険者等に係る届出を適正に行うよう指導する。特に、資格取得届の届出漏れ等が多くなる傾向にある短時間就労者、高齢就労者、外国人就労者等や平成15年度から被保険者ごとに届出が必要となった賞与に係る届出の指導について、重点的に行う。
- イ 医療費の適正化を図る観点からも、被保険者資格喪失届等への確実な被保険者証の添付を指導する。
- ウ 適正な届出の指導が特に必要と見込まれる上記の就労者が多い事業所等に対する重点的な調査や賞与支払届を提出しない事業主に対する調査を実施する。
- エ 解散や休業を理由とする全喪届受付時に、当該事実を確認する添付書類を求めるなど事業実態の的確な把握に努め、違法な脱退を防止する。
- オ その他、船員保険独自の取り組みとして、地方運輸局等からの雇入公認申請書による船員情報を活用し、適正な届出の指導を行う。
- カ 当面、平成19年度までに全体の15%以上の適用事業所から電子申請・磁気媒体での届出が行われるよう、利用促進に係る取組を実施する。※<新規>

	18年度計画	16年度実績
計画数値		
・新規適用事業所数		
厚生年金保険	前年度を上回る	58,265所
政府管掌健康保険	前年度を上回る	57,945所
船員保険	前年度を上回る	144所
・巡回説明実施事業所数		
厚生年金保険・政府管掌健康保険	(地方計画の積上げ)	48,765所
・重点加入指導実施事業所数		
厚生年金保険・政府管掌健康保険	(地方計画の積上げ)	3,513所
・事業所調査効果件数		
[資格得喪関係]		
厚生年金保険	前年度を上回る	64,066件
政府管掌健康保険	前年度を上回る	55,228件
[標準報酬月額関係]		
厚生年金保険	前年度を上回る	78,477件
政府管掌健康保険	前年度を上回る	70,680件
見込数値	18年度見込	16年度実績
・全被保険者資格喪失事業所数		
厚生年金保険	39,000所	46,092所
政府管掌健康保険	37,000所	43,915所
船員保険	200所	218所
・適用事業所数		
厚生年金保険	1,658,000所	1,631,671所
政府管掌健康保険	1,521,000所	1,498,226所
船員保険	6,100所	6,347所
・賞与支払事業所数(年度延数)		
厚生年金保険	1,953,638所	1,957,551所
政府管掌健康保険	1,659,519所	1,671,868所
船員保険	4,145所	4,199所
・資格取得被保険者数		
厚生年金保険	5,869,747人	6,453,507人
政府管掌健康保険	4,742,171人	4,529,561人
船員保険	27,028人	25,210人
・資格喪失被保険者数		
厚生年金保険	5,584,362人	6,069,532人
政府管掌健康保険	4,181,465人	4,401,356人
船員保険	23,310人	26,228人
・被保険者数		
厚生年金保険	32,851,000人	32,491,043人
政府管掌健康保険	19,223,000人	18,930,749人
船員保険	63,332人	66,081人
・被扶養者数		
政府管掌健康保険	17,150,761人	16,685,610人
船員保険	94,588人	108,705人

### (3) 基礎年金番号と被保険者記録の適正な管理

【目標】 基礎年金番号により被保険者記録を正確に管理する。

#### 【計画】

##### ① 基礎年金番号による適正な届出の周知

資格取得届及び住所変更届等の届書が基礎年金番号により適切に行われるよう、事業主に対して適正な届出の励行指導を行う。

##### ② 基礎年金番号の適切な払出し

被保険者資格の新規取得時に、二重付番が行われないよう、疑重複調査確認票による基礎年金番号の照会を徹底する。

##### ③ 複数の年金手帳記号番号の計画的整理

ア 平成9年1月前に加入していた国民年金及び厚生年金保険等の年金手帳記号番号を基礎年金番号へ登録するため、平成10年度から平成18年度までの間、年金手帳記号番号を有すると思われる被保険者に対して計画的に照会を行う。

平成18年度においては、昭和43年4月2日から昭和53年4月1日までに生まれた者を対象とする。

イ 被保険者からの回答に基づき年金手帳記号番号を基礎年金番号に登録した結果、国民年金と厚生年金保険の被保険者期間が重複した場合には、その記録整備を行う。

##### ④ 被保険者への事前通知による記録整備の拡充

平成18年3月から社会保険業務センターに新たに専門チームを設置し、58歳到達者に対する年金個人情報提供を通じた本人による記録確認に基づき、年金加入記録の整備を推進する。※<新規>

見込数値		18年度見込	16年度実績
	・他制度加入照会者数	1,874,671件	1,667,352件
	・年金手帳記号番号回答票数	750,000件	662,733件

## 2. 保険料等収納事務に関する事項

### (1) 国民年金の収納率の向上

【目標】国民年金保険料について、納付督促、納めやすい環境づくり、強制徴収、免除・猶予制度の利用促進等により、最終的な納付率（過年度分を含めた納付率）の向上を図る。

〔数値目標〕

平成19年度までに保険料納付率を80%とする中期目標の達成に向けて、

- ・平成18年度分保険料の現年度に納付された納付率：74.5%
- ・平成16年度分保険料の過年度納付分を含めた納付率：68.7%
- ・口座振替実施率<sup>注)</sup>：42%

注)「口座振替実施率」とは、「国民年金保険料を納付しなければならない被保険者の人数」に対する「口座振替によって保険料を納付することとしている者の人数」の割合をいう。

【計画】

#### ① 納付督促の実施

ア 社会保険事務所毎に督促による目標納付月数を設定し、督促業務ごとの納付実績に基づく接触・面談件数や効果率、寄与率等を踏まえ策定した年度別行動計画により、確実に納付に結びつく督促等を実施する。

a 催告状…1ヶ月でも未納となった被保険者に対し、納付月数等の納付状況を記載した国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）を送付し、納付意識の喚起を図るとともに、未納保険料の納付を督促する。

b 電話…催告状によっても納付に結びつかない未納被保険者に対し、接触率の達成目標を設定した電話による納付督促を実施する。

c 戸別訪問…催告状及び電話によっても納付に結びつかない未納被保険者に対し、戸別訪問による制度周知、口座振替の促進、保険料収納等について、面談率の達成目標を設定し実施する。

また、職権適用した被保険者に対し、戸別訪問による制度周知及び納付指導を実施する。

d 集合徴収…役場、スーパーなどにおいて、未納保険料の納付相談等、いわゆる集合徴収を実施する。

イ 収納対策強化社会保険事務所の指定を行うとともに、当該事務局に対する重点的な指導・支援を実施し、納付率の改善を図る。

ウ 行動計画の実施結果を分析し、未納者に対する効果的な納付督促の手法の検討・普及等を図る。※

エ 首都圏においては、離職等による第2号被保険者等からの移行及び20歳到達による加入などを契機として、大量に発生する新規未納者に着目した対策を先行的に実施する。 ※<新規>

オ 未納被保険者への戸別訪問による制度周知、口座振替の促進、保険料収納等

の業務に加え、他の国民年金推進員の指導、管理を担う国民年金推進員（スーパーバイザー）制度の導入について検討する。※＜新規＞

## ② 納めやすい環境づくり

- ア 資格取得時等における口座振替の勧奨及び口座振替割引制度の広報等により、口座振替の加入促進を図る。特に、未納者に対する戸別訪問等において、口座振替への切替を徹底して勧奨する。※
- イ 平成16年から実施しているコンビニエンスストアやインターネットバンキングによる保険料納付の周知を図り、その利用の促進を図る。※
- ウ クレジットカードによる国民年金保険料の納付について、法的整備を行ったうえで18年度中の実施を図る。※＜新規＞
- エ 翌年度保険料額の確定時期に、前納の有利さのPRなど、口座振替の利用勧奨を徹底する。※＜修正＞

## ③ 強制徴収の実施

- ア 市町村から提供された所得情報を活用し、所得があるにもかかわらず長期未納の方に対しては強制徴収を行うとともに、その実施規模を拡大する。※
- イ 具体的には、長期未納者に対する「最終催告状」の送付者数を、平成19年度までに年間60万人以上に拡大することを目標に、平成18年度は年間35万人以上とする。＜拡充＞
- ウ 最終催告状を送付して納付督促を行っても、なお納付いただけない方には、「督促状」を送付する。
- エ 督促状を送付して納付督促を行っても、なお納付いただけない方には、財産調査の上、財産の差押えによる滞納処分を行う。

## ④ きめ細かい情報・サービスの提供

平成17年分の申告から、国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、申告書の提出の際に、保険料を支払ったことを証明する書類を添付等することが義務付けられたことから、その証明書として「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を11月（1月から9月末までに保険料を納付した者）及び2月（9月以前に保険料の納付実績がなく10月から12月末までに保険料を納付した者）に発行し、1年間の納付状況の情報提供を行うことにより保険料納付意識の徹底を図るとともに、当該証明書に係る照会対応のためのコールセンターを設置する。※

## ⑤ 民間委託

- ア 平成17年度に5ヶ所の社会保険事務所を対象として開始した国民年金保険料収納業務に係る市場化テストのモデル事業（未納者に対する保険料の納付督促、被保険者からの委託に基づく保険料の納付受託、口座振替の獲得、記録の管理及び報告）の実施状況を踏まえ、より効果的な実施方法、委託業者の成果に係るモニタリング方法を検討するとともに、全国的な展開を目指して平成18年度は35か所の社会保険事務所に拡大する。※＜拡充＞
- イ 電話納付督促業務の委託契約において、数値目標の達成を促すため、成功報



酬等の導入を検討する。※<新規>

⑥ 市町村、各種団体との連携・協力

- ア 市町村からの所得情報を電子媒体で取得し、未納者の属性に応じた効果的・効率的な対策を推進する。※<拡充>
  - ①一定額以上の所得層に対する強制徴収の拡大
  - ②中間層に対する督励事蹟に基づく納付督励の徹底
  - ③免除等の対象者層に対する免除勧奨の拡大
- イ 市町村の協力の下に、市町村が他の公金と併せて国民年金保険料の収納や口座振替の促進を図ることができる方策を検討する。※<新規>
- ウ 商工会及び都道府県商工会連合会を国民年金法に規定する納付受託者に指定し、保険料収納業務の委託について、同意が得られた都道府県商工会連合会から順次実施する。受託した商工会は、商工会での窓口収納並びに経営指導員等の戸別訪問による納付案内、保険料収納及び口座振替の勧奨を実施する。※<修正>
- エ 国民健康保険組合に対し、国民年金への加入や口座振替の周知等の納付促進について協力を依頼する。※<修正>

⑦ 保険料免除制度、学生納付特例制度、若年層の納付猶予制度等の周知徹底

- ア 障害年金等を受けている場合など、国民年金法で定められた要件に該当すれば当然に保険料が免除される法定免除や、保険料を納めることが経済的に困難な被保険者からの申請に基づき、所得に応じて全額又は半額の保険料納付が免除される申請免除についての周知を図る。
- イ 学生でない若年被保険者からの申請に基づき、本人及び配偶者の所得要件のみで保険料納付が猶予される若年者納付猶予制度（平成17年4月から新規実施）の周知を図る。
- ウ 学生である被保険者からの申請に基づき、本人の所得要件のみで保険料納付が猶予される学生納付特例制度の周知を図る。
- エ 保険料免除期間及び学生納付特例期間についての保険料の追納勧奨を実施する。
- オ ハローワークとの連携により、失業者に対し特例免除制度の周知を図る。※
- カ 市町村から提供された所得情報を活用して、免除該当者には免除制度の利用について申請勧奨を実施する。※
- キ 全額免除・若年者納付猶予を受けている被保険者について、あらかじめ申請しておくことにより、承認を受けた翌年度以降も、所得要件を満たす場合には、毎年度、申請書を提出しなくても免除の承認を受けられる仕組みを円滑に実施する。※<新規>
- ク 被保険者からの申請に基づいて行う免除等についても、その申請から承認までの審査事務の迅速化を図る。
- ケ 法定免除に該当すると見込まれる方が、保険料納付の免除を希望する場合は、免除の届出手続を省略することを検討する。※<新規>
- コ 被保険者の負担能力に応じて、全額免除又は半額免除以外に新たに4分の1免除及び4分の3免除が追加される多段階免除制度（平成18年7月から新規実施）の周知を行い、円滑な実施を図る。<新規>

計画数値	・ 催告状発行件数	18年度計画 行動計画で定める件数	16年度実績 4,021万件
	・ 電話納付督促件数	行動計画で定める件数	649万件
	・ 戸別訪問件数	行動計画で定める件数	1,341万件
	・ 最終催告状発送件数	35万件以上	31,497件
見込数値	・ 保険料納付月数	18年度見込 行動計画で定める件数	16年度実績 13,111万月
	・ 保険料納付対象月数	行動計画で定める件数	20,613万月
	・ 督促状送付件数	—	3,637件
	・ コンビニ収納件数		347万件
	・ 免除件数	行動計画で定める件数	3,268,948件
	・ 若年者納付猶予件数	行動計画で定める件数	—
	・ 学生納付特例件数	行動計画で定める件数	1,727,564件
	・ 追納件数		565,125件

## (2) 厚生年金・健康保険・船員保険の徴収対策の推進

【目標】 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主（船員保険は船舶所有者。）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。

〔数値目標〕・保険料収納率

厚生年金保険：98.2%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

政府管掌健康保険：97.6%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

船員保険：91.7%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

・口座振替実施率

厚生年金保険：84%以上

政府管掌健康保険：85%以上

船員保険：57%以上

【計画】

### ① 納期内納入の励行指導

ア 保険料の納め忘れの防止や納付手続きの簡素化を図るため、口座振替による保険料納付の促進を図る。

イ 残高不足等により口座振替不能となった事業所に対しては、再発防止の指導を行う。

ウ その他、インターネット等（マルチペイメントネットワークシステム）を利用した保険料納付も可能であることを周知する。

### ② 滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分

ア 保険料納付の督促を早期に着手し、滞納保険料額が大きくならないうちに保険料の徴収を行う。

イ 滞納事業所の倒産、不渡情報等を早期に把握し、必要に応じて滞納処分の早期着手に努める。なお、滞納処分の実施にあたっては、十分に財産調査を行い、実効のある処分を行う。

ウ 長期又は大口となった滞納事業所等に対する滞納整理については、十分に対策を立て、計画的に実施する。

### ③ 労働保険との徴収事務一元化の推進

ア 社会保険・労働保険徴収事務センター（平成15年10月に各社会保険事務所に設置）で実施している事務の更なる推進

a 届出の受付

社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新申告書の受付を行う。

また、徴収事務センターで受け付ける労働保険の届出書の範囲を拡大する。

<新規>

b 事業所説明会の開催

社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新に関する事業所説明会を同時（3月又は4月）に開催し、併せて両保険の適用勧奨、制度改正周知等を実施

c 滞納整理の実施

社会保険と労働保険のいずれの保険料も滞納している事業所（共通滞納事業所）について、納付督促及び差押えなどの滞納処分は社会保険職員が労働保険についても実施

イ インターネットによる社会保険と労働保険に係る届出の一括申請

- ・社会保険と労働保険の各種届出の共通項目について一括申請（7グループ19届出）の利用促進を図る。

計画数値		18年度計画	16年度実績
計画数値	・ 共通事業所調査 （共通調査事業所数）	1,500件	1,132件
	・ 滞納整理 （共通滞納事業所選定数）	前年度を上回る	2,120件
見込数値		18年度見込	16年度実績
見込数値	・ 保険料等収納額		
	厚生年金保険	207,402億円	194,537億円
	政府管掌健康保険	66,040億円	64,619億円
	船員保険	625億円	652億円
	児童手当	1,321億円	1,319億円
	・ 保険料等調定額		
	厚生年金保険	211,195億円	198,022億円
	政府管掌健康保険	67,563億円	66,220億円
	船員保険	679億円	711億円
	児童手当	1,341億円	1,327億円

### 3. 保険給付事務に関する事項

#### (1) 年金給付の的確な実施

【目標】 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。

〔数値目標〕 請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの処理日数（サービススタンダードの達成率100%※の実現を図る）

・ 老齢基礎・老齢厚生年金：2ヶ月以内

（加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内）

・ 遺族基礎・遺族厚生年金：2ヶ月以内

（加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内）

・ 障害基礎年金：3ヶ月以内

・ 障害厚生年金：3ヶ月半以内

（※ 達成率100%は、障害年金の医師照会のうち著しく判断に時間を要するものを除く）

#### 【計画】

##### ① 迅速な決定

ア 「サービススタンダード」の達成状況を把握・公表し、問題のある点については改善のための対策を徹底する。（17年度における達成状況の公表は18年5月日途）※<修正>

イ 年金支給年齢（60歳又は65歳）に到達する直前に、あらかじめ年金加入履歴等が記載されている裁定請求書を本人宛に送付する仕組み（ターンアラウンド方式。平成17年10月より実施。平成18年度より失業給付等との調整に関するパンフレットを同封）により、年金請求者の利便性の向上と年金裁定に要する事務処理日数の短縮化を図る。※

ウ 58歳到達時において年金加入記録のお知らせを本人宛に送付し、事前に年金加入記録を確認していただくことにより、裁定請求時の加入記録の再確認をできる限り不要とし、年金裁定の迅速化を図る。

エ 障害年金について、事務処理の標準化、効率化及び迅速化を図る観点から、事務処理方法等の見直しを検討し、年金裁定の処理日数の短縮を図る。※<新規>

##### ② 適正な届出の周知

ア 新規裁定の年金受給者に対する周知

・ 年金の新規裁定者全員に対するパンフレットの送付

・ 老齢を支給事由とする年金の新規受給者に対する説明会の実施

イ 老齢厚生年金受給者の現況届の就労情報を活用した資格取得届の届出勧奨

	18年度計画	16年度実績
計画数値		
・老齢年金新規受給者への 説明会開催回数	地方計画の積上	3,110回
見込数値	18年度見込	16年度実績
・新規裁定者あて パンフレット送付件数	2,125,704部	2,076,059部
・年金給付費		
基礎年金（国民年金）	156,661億円	139,006億円
厚生年金	228,716億円	215,380億円
・年金受給権者数		
基礎年金（国民年金）	25,356,178人	23,431,323人
厚生年金	26,716,641人	24,232,672人
船員保険（新法）	2,155人	2,067人
・新規裁定受給権者数		
基礎年金（国民年金）	445,678人	501,317人
厚生年金	1,749,337人	1,669,807人
船員保険（新法）	74人	73人

## (2) 健康保険の医療費の適正化

【目標】 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。

〔数値目標〕 被保険者1人当たりレセプト点検効果額

- |                |          |      |          |
|----------------|----------|------|----------|
| ・政府管掌健康保険：内容点検 | 738円以上   | 外傷点検 | 511円以上   |
| ・船員保険：内容点検     | 1,049円以上 | 外傷点検 | 1,067円以上 |

### 【計画】

#### ① 効果的かつ効率的なレセプト点検調査の実施

- ア 内容点検については、同一の被保険者又は保険医療機関に係る数か月のレセプトを突合し点検する縦覧点検を中心に実施する。
- イ 外傷性点検については、業務上及び第三者行為に該当するレセプトを的確に把握し給付費の返還を求める。
- ウ 点検対象レセプトの抽出についてはレセプト情報管理システムを活用し、効率的な実施に努める。
- エ 各地方社会保険事務局の保有するレセプト点検に関する情報を共有化し、より効果的な点検を行う。＜新規＞
- オ 保険医療機関からの請求内容について調査が必要な場合等については、保険医療機関等の指導監査担当部署にその情報を連絡するなど連携を密にする。
- カ 重複受診等については事業主及び被保険者に対し適切な受診を行うよう指導する。

#### ② 第三者行為保険事故に係る損害賠償請求権の迅速な行使

- ア 交通事故等による受診の場合については、第三者行為傷病届の届出を行うよう事業主及び被保険者に対し指導・啓発する。
- イ 債務者から納入されないまま時効により損害賠償請求権が消滅するおそれがある場合においては、時効の中断措置を講じる等の確かな債権管理を実施する。

#### ③ 医療費通知

被保険者等に対し12ヶ月分を対象に計画的に医療費通知の送付を行う。

#### ④ 高医療費地域における医療費適正化対策

- ア レセプト情報から事業所毎の医療費特性等の分析を行う。
- イ 分析結果を基に内容点検における重点事項を定めるとともに、社会保険総合健康管理推進事業の重点的事項として、保健師を事業所に派遣し、事業主及び被保険者に対し健康管理及び健康づくり等の認識を喚起させるための指導を行う。

計画数値		18年度見込	16年度実績
	・資格点検効果額	2,107円	2,499円
見込数値		18年度見込	16年度実績
	・医療給付費		
	健康保険	36,123億円	33,754億円
	船員保険	196億円	255億円
	・医療費通知件数		
	健康保険	22,991,314件	22,170,781件
	船員保険	68,100件	74,516件
	・負傷原因照会件数	385,115件	385,117件
	・求償件数		
	健康保険	137,386件	146,672件
	船員保険	463件	599件
	・求償決定額		
	健康保険	6,313,686,180円	8,068,586,780円
	船員保険	53,129,223円	62,127,170円



### (3) 健康保険の現金給付の適正化

【目標】 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。

〔数値目標〕 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの処理日数（サービススタンダードの達成率100%\*の実現を図る）

- ・ 傷病手当金 : 3週間以内
- ・ 出産手当金 : 3週間以内
- ・ 出産育児一時金 : 3週間以内
- ・ 家族出産育児一時金 : 3週間以内
- ・ 埋葬料（費） : 3週間以内
- ・ 家族埋葬料 : 3週間以内

（※ 達成率100%は、傷病手当金の医師照会のうち著しく判断に時間を要するものを除く）

#### 【計画】

ア 「サービススタンダード」の達成状況を把握・公表し、問題のある点については改善のための対策を徹底する。（17年度における達成状況の公表は18年5月目途）※<修正>

イ 傷病手当金の支給に関し、療養内容について十分に審査を行い、その適正化を図る。

ウ 柔道整復師の施術に係る療養費の支給に関し、施術内容について十分に審査を行い、その適正化を図る。

		18年度見込	16年度実績
見込数値	・ 現金給付費		
	健康保険	5,335億円	5,187億円
	船員保険	54億円	54億円
	・ 被保険者1人当たり支給日数（傷病手当金）		
	健康保険	1.27日	1.37日
	船員保険	6.22日	6.24日